大口町告示第９９号

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第１項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、告示の日から２週間（ただし、大口町の休日を定める条例（平成元年大口町条例第１９号）第１条第１項各号に規定する町の休日を除く。）建設部維持管理課において一般の縦覧に供する。

令和２年９月２４日

大口町長　鈴木　雅博

道路の区域変更

路線 番号	路　線　名	新旧	区　間	敷地幅員	延長
１１７６	町道 秋田７６号 線	旧	替地二丁目１２９番 地先から 替地二丁目１２９番 地先まで	6.5～6.5m	55.5m
		新	替地二丁目１２９番 地先から 替地二丁目１２９番 地先まで	9.0～9.0m	55.5m

道路区域の変更　町道秋田７６号線　位置図

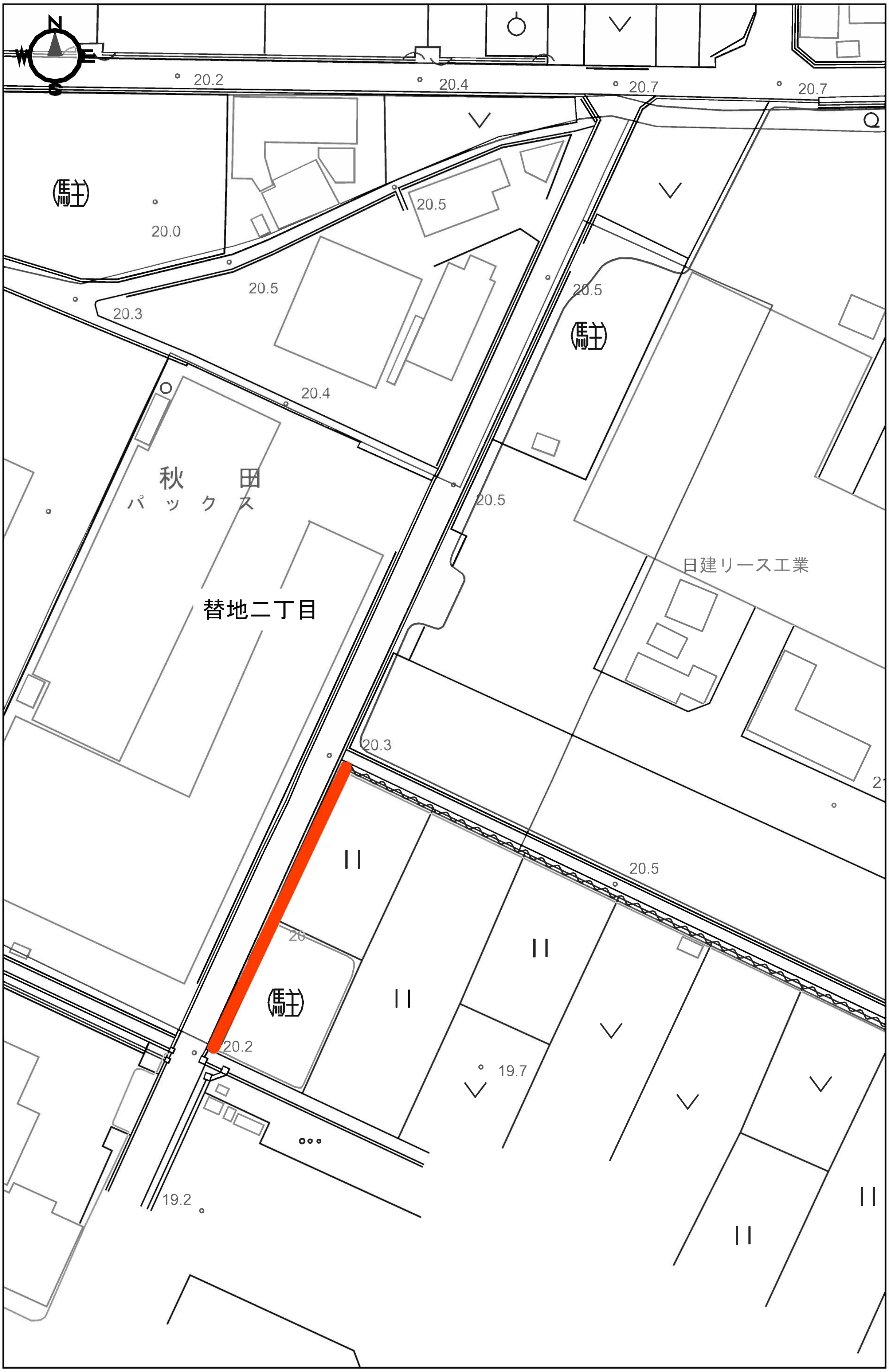

0　40m

1:1,000